

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の 市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領

解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者の市営住宅の目的外使用は、次により取り扱う。

1 対象者

対象となる離職退去者は、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者またはその同居親族に該当することが客観的に証明される者とする。

2 期間

原則として1年を超えない期間で、離職退去者が新たに居住の場を確保するために必要な期間とする。

3 使用料

当該使用者が、公営住宅法施行令代2条第2項表中の入居者の収入の区分が最も低い収入区分に該当するものとして算定した当該住宅の家賃相当額を目的外使用料とする。
敷金相当分については徴収しない。

4 目的外使用に供する住宅の選定

市営住宅の本体の入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で選定する。

5 許可手続

市長は、離職退去者から提出された離職退去者の市営住宅の目的外使用申込書（様式第1号）を審査の上、適当と認めたときは市営住宅の使用許可書（様式第2号）により許可する。対象となる住宅戸数を超えるときは抽選により、入居者を決定する。離職退去者の市営住宅の目的外使用申込書には、対象者であることを客観的に証明する書類を添付する。

6 その他

- (1) 連帯保証人は不要とする。
- (2) 単身者は1戸に協働することを認める。

附 則

この取扱いは、平成28年4月22日から施行する。